

博士請求論文審査要旨

情報セキュリティ大学院大学
情報セキュリティ研究科

論文題目 : 自衛隊が行うサイバー作戦における情報法制上の課題
申請者 : 陣内 徹之助
審査委員会 : 主査 教授 大久保 隆夫
副査 特定教授 湯淺 壘道
副査 教授 土井 洋
副査 教授 村上 康二郎

I. 論文内容の要旨

本論文は、サイバー空間における紛争が国家や社会にとって大きな脅威となり特に重要インフラを対象にしたサイバー攻撃が重大な脅威となっているだけではなく、ロシアのウクライナ侵攻においてサイバー作戦が展開されるなど犯罪やテロのレベルをこえて武力行使にまで至っている今日において、安全保障を目的としたサイバー作戦について国際法及び国内法上の論点及び課題を明らかにすると共に、課題の解決のための国内法の整備について提言するものである。

第1章(序論)では、サイバー空間における紛争と法規制について概観し、課題を明らかにすると共に先行研究の概要紹介及び評価を行っている。第2章では、サイバー空間における軍事作戦の概要について、これまでに発生した紛争等を踏まえながらサイバー作戦の目的及び安全保障機関の任務・権限について検討している。第3章では、サイバー紛争や武力行使を抑止するためのサイバー空間における抑止理論の発展過程と具体的な効果・影響について考察している。第4章では、サイバー紛争に適用される法の概観を行っている。サイバー空間への国際法適用を巡る議論の経緯と現状、国内法の発展経緯を紹介し、平時・グレーゾーン事態・有事の区別に関する法的意義を明らかにすると共に、各事態において適用される法について検討している。第5章では、平時からグレーゾーン事態までの段階におけるサイバー攻撃への対応について国際法の観点から検討を加えている。サイバー空間における国際違法行為、アトリビューション、国際義務違反等につき、先行研究を評価し、サイバー空間に適用される国際法の解釈が極めて曖昧であり違法性を判断する基準が不明確であるという法的問題点を明らかにしている。第6章では、平時からグレーゾーン事態までの段階におけるサイバー攻撃への対応について国内法の観点から検討を加えている。サイバー領域における自衛隊の任務・権限の不明確性、自衛隊が行う情報収集活動の法的根拠、任意調査としての情報収集活動と「通信の秘密」との関係、「武器使用」とサイバー行為・行政法上の位置づけ等について考察を行い、サイバーセキュリティ基本法をはじめとする関連法制度の改正・整備が必要であることを明らかにしている。第7章では有事対応における国際法上の課題を明らかにしており、特にロシアによるウクライナへの侵攻をふまえて新たな問題点を指摘している。第8章では有事対応における国内法上の課題を明らかにしており、武力攻撃事態認定を巡る問題、自衛隊法88条の解釈をめぐる問題、憲法・電気通信事業法の「通信の秘密」や刑法との関係などについて検討を加えている。第9章では、これまでの章における検討を踏まえ、能動的サイバー防御構想における自衛隊の任務・役割・権限の明確化や国際人道法との関係の整理などの具体的な提言を行っている。

II. 論文審査結果の要旨

情報セキュリティ大学院大学 情報セキュリティ研究科

本論文は、安全保障機関が実施するサイバー作戦に関して国際法、国内法の両面から多くの先行研究を渉猟して綿密な考察を加え具体的な法的課題を明らかにすると共に、法的課題を解決するための具体的な提言を行っており、サイバーセキュリティに関する情報法制の研究としてその学術的価値はきわめて高い。日本においては、2022年末に新たな「国家安全保障戦略」・「国家防衛戦略」・「防衛力整備計画」が公表され、サイバー空間における脅威の増大に対応するため、我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化が図られることになった。サイバー安全保障に関しては、サイバー防御の強化を行うとされ、具体的には能動的サイバー防御の導入及びその実施のために必要な措置の実現に向けた検討、法制度の整備などを行うとされている。本論文は、まさにこれらの政策に関する法的論点を国際法、国内法の両面から詳細に検討したものであるため、今後の日本のサイバーセキュリティ政策に大きく貢献するものであると評価できる。

以上の理由から、本論文は、博士（情報学）の論文として合格と認められる。

Ⅲ. 審査経過

本審査委員会は、2024年1月13日に論文内容とこれに関連する事項について口述試問を行った。審査に当たっては、博士学位のディプロマ・ポリシーに基づいて総合的に評価し、申請者が学位取得にふさわしい知見を持つものと判断した。